第八百八十五条から第八百九十五条までを次のように改める。

第八百八十五条から第八百九十五条まで　削除

第八百九十六条中「最高濃度の四パーセントとする。」を「日本工業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。」に改める。

第八百九十七条の見出しを「（構造検定の方法）」に改め、同条第一項を次のように改める。

濃度計の構造検定の方法は、日本工業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。

第八百九十七条第二項を削る。

第八百九十八条から第九百六条までを次のように改める。

第八百九十八条から第九百六条まで　削除

第九百七条を次のように改める。

（器差検定の方法）

第九百七条　濃度計の器差検定の方法は、日本工業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。

第九百八条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第九百八条　濃度計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。

第九百九条中「検定公差の一・五倍とする。」を「日本工業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。」に改める。

第九百十条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第九百十条　濃度計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。

第九百十一条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第九百十一条　濃度計の器差検査の方法は、日本工業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。

第九百四十条を次のように改める。

（表記）

第九百四十条　ガラス電極式水素イオン濃度指示計（以下この章において「指示計」という。）の表記事項は、日本工業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

第九百四十一条を次のように改める。

（性能）

第九百四十一条　指示計の性能は、日本工業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

第九百四十二条から第九百五十二条までを次のように改める。

第九百四十二条から第九百五十二条まで　削除

第九百五十三条中「アナログ指示機構を有するものにあっては次の表の一の上欄に掲げる目量に応じ、同表の下欄、デジタル表示機構を有するものにあっては次の表の二の上欄に掲げる目量に応じ、同表の下欄に掲げる値とする。」を「日本工業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。」に改め、同条の表の一及び表の二を削る。

第九百五十四条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第九百五十四条　指示計の構造検定の方法は、日本工業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

第九百五十五条から第九百六十二条までを次のように改める。

第九百五十五条から第九百六十二条まで　削除

第九百六十三条第一項を次のように改める。

指示計の器差検定の方法は、日本工業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

第九百六十三条第二項を削る。

第九百六十四条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第九百六十四条　指示計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

第九百六十五条中「検定公差の一・五倍とする。」を「日本工業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。」に改める。

第九百六十六条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第九百六十六条　指示計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

第九百六十七条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第九百六十七条　指示計の器差検査の方法は、日本工業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

様式第六中「濃造事業者」を「濃造（修理）事業者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十四条、第二十条及び第八百八十二条から第九百十一条までの改正規定は、平成二十八年八月一日から施行する。

（濃度計の型式の承認の基準に係る特例）

第二条　この省令の施行の日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）の申請がされたジルコニア式酸素濃度計等（以下「濃度計」という。）の型式についての法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。

（濃度計及び指示計の基準適合義務に係る特例）

第三条　次の表の上欄に掲げる特定計量器であって、この省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式（以下「現行型式」という。）に属するものについての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第百一条第二項の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であって同条第二項の経済産業省令で定めるものの規定の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる日までは、なお従前の例による。

ガラス電極式水素イオン濃度指示計（アナログ指示機構のものに限る。以下「指示計」という。）	平成二十八年七月三十一日
濃度計	平成三十一年七月三十一日

（現行型式濃度計及び旧型式濃度計の構造に係る技術上の基準等に係る特例）

第四条　現行型式に属するものとして型式承認表示が付された濃度計（以下「現行型式濃度計」という。）及び法附則第十八条第一項の規定により平成五年十一月一日に型式の承認を受けたものとみなされる型式に属するものとして型式承認表示が付された濃度計（以下「旧型式濃度計」という。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（旧型式濃度計の検定公差に係る特例）

第五条　旧型式濃度計であって平成三十六年七月三十一日までに検定の申請がされたものについては、特定計量器検定検査規則（以下「検則」という。）附則第四十八条の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以降においても、なおその効力を有する。

（検定に合格した旧型式濃度計の使用公差に係る特例）

第六条　旧型式濃度計であって、前条の規定に基づき検定に合格し、検定証印が付されているものについての法第百十八条第一項第三号の経済産業省令で定める使用公差及び第百五十一条第一項第二号の経済産業省令で定める使用公差については、検則附則第四十八条の規定は、当該旧型式濃度計に付されている検定証印の有効期間満了の日までの間は、なおその効力を有する。